

肝炎対策の一層の推進

平成19年度予算額 75億円（18年度予算 53億円）

基本的な考え方

- 検査・治療・普及啓発・研究を、より一層総合的に推進する。
- 検査未受診者の解消、肝炎医療の均てん化、正しい知識の普及啓発等を着実に実施していく

1. 総合的な推進体制の強化

- 検査・治療・普及啓発に係る総合的な肝炎対策が推進されるよう、国において「全国肝炎対策懇談会（仮称）」を設置するとともに、都道府県等において「肝炎対策協議会（仮称）」を設置し、肝炎対策計画の策定等を行う。 〔拡充〕

2. 肝炎ウイルス検査等の実施・検査体制の強化

- ① 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の推進・検査未受診者の解消を図るため、利便性に配慮した検査体制の整備を図る。 〔拡充〕
- ② 老人保健事業や政府管掌健康保険等における肝炎ウイルス検査等の実施
- ③ 健康保険組合、職域における健康診断の勧奨
- ④ 検査と治療との連携強化

3. 治療水準の向上（診療体制の整備、治療方法等の研究開発）

- ① 診療体制の整備
 - ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院（仮称）」を設置し、「肝疾患診療連携拠点病院（仮称）等連絡協議会」を設置するとともに、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備する。 〔新規〕
- ② 医療の質の向上
 - ・ クリティカルパス等の導入により医療の質の向上を図る。 〔新規〕
 - ・ 肝がんへ進行予防等、総合的なガイドラインを策定する。 〔拡充〕
 - ・ 肝炎の医療に従事する者の資質の向上のための研修を行う。 〔新規〕
- ③ 肝疾患の新たな治療方法等の研究開発
 - ・ テーラーメイド治療への応用に関する研究等 〔拡充〕
- ④ 肝炎治療等に関する開発・薬事承認・保険適用等の推進
 - ・ 治療薬等の研究開発の状況に応じて、速やかな薬事承認・保険適応を進める。 〔拡充〕

4. 感染防止の徹底

- ① 血液透析、歯科診療に伴う感染や母子感染への対応
- ② 院内感染対策のための医療従事者講習会等

5. 普及啓発・相談指導の充実

- ① 国民に対する普及啓発 〔拡充〕
- ② 相談事業の実施 〔拡充〕
- ③ 患者への情報提供 〔拡充〕